

前田(利家)又左衛門尉どのへ

(この文書は年次を明らかにせずといへども恐らくは本年なるべし。加越能古文叢に之を天正九年に係くるものは非なり。高口は原寫讀み難し。新川郡滑川に近き高月にてもあらざるか。)

五月三日。高島定吉越中より、羽咋郡菅原社の社僧等に、その巻數等を贈れるを謝す。

【遺編類纂】

一七二八

尙以寺家屋敷之事、堂を限奥へ繩打可相除候間、書付取候而遣之候。何も自是可申入候。以上。

就在陣、爲御音問卷數并青銅卍疋被懸御意候。御懇切之段難申謝候。仍繩打之事、則申聞候。無別條候。寺領分之儀、追而申調可進之候。是又異儀有間敷候間、可御心易候。尙歸陣之刻可申達候。恐々謹言。

高島孫二郎(十九)

五月三日

定吉 在判

菅原寺

赤藏山

御同宿中

(菅原寺は羽咋郡菅原の菅原社の社僧をいふ。赤藏山は鹿島郡三引に在る本宮寺なるが、當時衰頽に因りてその社僧が菅原寺に同宿せりと見ゆ。)

五月五日。前田利家陣中より、羽咋郡氣多社大宮司に、その守札等を贈れるを謝す。

【氣多神社文書】

羽咋郡

一七二九

爲陣見廻、書狀并祈禱之守、珍敷肴二桶到來、祝着ニ候。然者無由斷御祈禱候由、令満足候。尙以懇祈專要候。謹言。

五月五日

利家 在印

一宮大宮司

(本文年次不詳といへども、日付によるに、恐らくは天正十年越中魚津在陣中よりの返簡なるべし。)

五月九日。上杉景勝、温井景隆に、その能登侵入の擧あるを賞して本領安堵等を約す。

【景勝年譜】

一七二〇

今度到于能州亂入、無二輕一命可被勵勳功之由、感悅不淺次第候間、本領之儀者勿論、別而一切之圖於有之者、重賞可令褒美者也。仍如件。

天正十年

五月九日

景勝

温井備中守殿(景隆)

五月九日。上杉景勝、平堯知に、その能登侵入の擧あるを賞して本領安堵を約す。

【竹田文書】

一七三一

今度能州へ亂入、無二輕一命可有忠信之由、感悅候。因茲本領如先規、不可有相違者也。仍如件。

天正十年

五月九日

景勝 在判

平加賀守殿(堯知)

五月九日。上杉景勝、江口式部丞に、その能登侵入の擧あるを賞して本領安堵を約す。

【江口文書】

一七三三

今度至能州、無二無三輕一命可有忠信之由感悅候。然間本領之儀如先規、不可有相違者也。仍如件。

天正十年

五月九日

景勝 在判

江口式部丞殿

五月十五日。前田利家越中魚津より、眞柄助三郎等に、牢人の鳳至郡宇出津を侵したるを以て警戒を嚴にせしむ。

【中谷文書】

一七三三

猶以浦々をとなしき者共能越分は、舟共をあつめ敵船可取由、我等まへにて請乞申候。穴水・諸橋之舟共もよほし、右之分可才覺之由可被申付候。此時候間、忠節次第、何様之訴訟之儀候共可申付候由、可被仰觸候。自此方も申付候。此折紙、はねまわきへ急持可被遣候。將亦諸橋へも同前候。以上。

書狀之通令披見候。其國之牢人共、以舟手宇出津へ上